

告 示

埼玉県告示第七百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人CILカラット
- 三 代表者の氏名
高橋 恵子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市栗橋東四丁目三―五十九番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で生活する事を望む全ての障がい者に対し、自立生活や社会参加の促進と支援を行い、障がい種別を問わず、個性を活かし輝ける夢を実現できるとする地域社会創りを目指す事を目的とする。